

★養護老人ホームとは？

養護老人ホームとは、環境上の理由および経済的理由により、自宅で自立した生活を送ることが困難であり、日常的な養護を受けることができない高齢者が市町村の措置（※1）によって入所する施設です。

入所した高齢者に対し、食事の提供や洗濯、日常生活の見守りなどを行うことで、自立した生活ができるように支援します。

養護老人ホームのサービス内容

☞施設で提供されるサービスの例

- ・ 居室や食事の提供
- ・ 洗濯など日常生活のサポート
- ・ 日常的な見守り
- ・ 悩み事の相談対応
- ・ 健康管理
- ・ レクリエーション活動 など



※サービスの内容は入所する施設によって異なります。

※養護老人ホームは介護施設ではありません（特定施設入所者生活介護の指定を受けている場合を除く。）。

日常生活の支援は行いますが、介助・介護は基本的には行えません。
養護老人ホームに入所しながら介護保険サービスを利用することはできません。

※1 措置（制度）とは、福祉サービスを利用しようとする人に対して、市町村が必要性を判断して利用者のサービスを決定することです。

養護老人ホームについては、市町村が高齢者の施設入所および養護を施設に委託することとなります。

養護老人ホームに入所したいのですが. . .

👉どんなときに？

- ①養護者（家族や頼れる親族など）がおらず、日常生活に支障があるとき
- ②住居の老朽化などの理由で、住環境が著しく悪いとき
- ③家族からの暴力や暴言などがあり、自宅で生活することで高齢者にとって悪影響があるとき
- ④経済的な事情で在宅生活に困窮しているとき
- ⑤家を取り壊さないといけない、アパートを立ち退かなければならないなど、近い将来住むところがなくなってしまうとき

以上は一例です。詳しくは高齢介護課までご相談ください。



養護老人ホームに入所したいのですが. . .

🔑 養護老人ホームの利用対象者は？

玉名市に居住する原則 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由および経済的理由に該当する人



■ 環境上の理由

以下のすべてに該当すること

- ア) 自宅で自立して生活することが困難で、身寄りがない、もしくは適切な支援ができる親族などがない人
- イ) 健康状態が施設入所に適している人
- ウ) 家族や住環境などが理由となり、現在の状況では自宅で生活することが困難である人

■ 経済的理由

以下のいずれかに該当すること

- i) 高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること
- ii) 高齢者およびその生計を維持している人について、市町村民税の所得割が課せられていないこと
- iii) 災害その他の事情により、高齢者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること

詳しくは玉名市老人保護措置基準（フロー図）をご確認ください。

養護老人ホームに入所したいのですが. . .

📄 養護老人ホーム入所の流れ

① 入所相談

まずは高齢介護課窓口でご相談ください。
詳しいお話を伺ったうえで、申請書などをお渡しします。

② 入所の申込み

高齢介護課窓口で受け付けます。
原則、必要書類がすべて揃った状態で受理します。
申込みは高齢者本人もしくは親族などが行えます。



③ 調査

高齢者やその家族などについて、心身、生計、住環境などの調査を行います。

④ 高齢者の体験入所もしくは施設職員との面談

施設が高齢者を受け入れることができるか、また、高齢者その施設を気に入るかどうかを事前に確認します。

⑤ 事前入所判定会

高齢介護課と玉名市包括支援センター、養護老人ホームの施設長で判定会議を行います。

⑥ 玉名郡市老人ホーム合同入所判定会

玉名圏域の1市4町が合同で開催している判定会議において、入所の可否を判定します。

この判定会議は毎年7月・11月・2月に定期で開催をしています。
なお、高齢者の状況により、緊急的な入所が必要である場合は、臨時の判定会議を行うこともあります。

⑦ 高齢者への決定通知

判定会議での判定結果に基づき、入所の可否を通知します。

⑧ 入所

高齢者が住所変更などの手続きを行ったうえで、施設に入所します。
入所の際は高齢介護課の職員が立ち会います。

養護老人ホームに入所したいのですが. . .

④ 養護老人ホームの入所費用

施設へ支払う費用は全額玉名市が負担します。

その後、高齢者や扶養義務者（※2）の負担能力に応じた負担金をそれぞれ玉名市に納めていただきます。負担金額は毎年7月1日を基準に改定を行うため、毎年資料を提出していただくこととなります。

① 高齢者の負担金

前年の対象収入（※3）に応じて負担金額を決定します。

対象収入	費用徴収基準月額
270,000円以下の場合	0円
270,001円以上 1,500,000円の場合	1,000～81,100円 ※別紙基準額表参照
1,500,001円以上の場合	(150万円超過額×0.9÷12ヵ月)+81,000円 ※100円未満切り捨て

② 扶養義務者の負担金

前年の所得税や住民税の課税状況に応じて負担金額を決定します。

税額等による階層区分	費用徴収基準月額
生活保護を受給している人 市町村民税が均等割が非課税の人	0円
市町村民税の均等割のみ 課税されている人	4,500円
所得税が非課税で、市町村民税の 所得割が課税されている人	6,600円
所得税が課税されており、 その税額が6,270,000円以下の人	税額により9,000円～191,200円 ※別紙基準額表参照
所得税が課税されており、 その税額が6,270,001円以上の人	その月における、高齢者の措置に 必要となる措置費の支弁額

※2 年金等の収入から税金や社会保険料、医療費などの必要経費を控除した額

※3 民法に定める扶養義務者のうち、原則として、高齢者と同居している配偶者または子を扶養義務者とします。ただし、同居をしていない配偶者や子であっても、一定の要件を満たす場合には扶養義務者と認定することがあります。

養護老人ホームに入所したいのですが. . .

☞入所申込みに必要な書類



【高齢者に関するもの】

- 住民票謄本
- 戸籍謄本
- 診断書（養護老人ホーム入所申請用）
- ※感染症の有無を確認するため、必ずレントゲンを撮影してください。
- 収入申告書
- 対象者の前年分の源泉徴収票と
すべての預金通帳のコピー（前年1年分の記録がわかるもの）
- 国民健康保険証（75歳以上の方は後期高齢者医療保険証）のコピー
- 介護保険証のコピー
- 年金証書のコピー（※紛失している場合は再発行をしてください。）
- 前年分の国民健康保険税納付証明書（申告用） ←前年75歳未満
もしくは
前年分の後期高齢者医療保険料納付証明書（申告用） ←前年75歳以上
- 前年分の介護保険料納付証明書（申告用）
- 養護老人ホーム入所申出書
- 生活歴
- 家族構成表
- 身元引受書

【扶養義務者に関するもの】 ※配偶者または子がいる場合は全員分必要です。

〈所得税課税の人〉

→前年分の源泉徴収票又は確定申告書（所得税額がわかるもの）

〈所得税非課税の人〉

→市県民税所得課税証明書（申込みをした年度に取得可能な最新のもの）

Q & A

Q. 養護老人ホーム入所のメリット、デメリットは？

A. (メリット)

有料老人ホームなどと比べて、低額で利用することができます。
また、介護保険の認定を受けていなくても入所することができます。

(デメリット)

定期的に行われる入所判定委員会で判定を受ける必要があるため、
申込みから入所まで時間を要することがあります。

Q. 養護老人ホームはどこにあるの？

A. 養護老人ホームは全国1,741市区町村のうち、689市区町村に
所在しており、全国で947施設あります。(2020年4月現在)
玉名市にも1施設ありますので、住み慣れた地域で引き続き
生活することができます。

お問い合わせ

〒865-8501

玉名市岩崎163番地

玉名市役所高齢介護課(8:30~17:15)

TEL: (0968) 75-1339

FAX: (0968) 73-2362

